

毎週火、金曜日発行（但休日は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示

目

次

昭和三十九年十月三十日

鳥取県知事

石

破

二

朗

鳥取県告示第五百九十九号
昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号（解の指定について）の一部を次のように改正し、昭和三十九年十一月一日から施行する。

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号の一
部改正 生活保護法による医療機関の指定

生活保護法施行規則による指定医療機関から
の辞退の届出

米飯提供業者の登録

肥料の登録

家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施

町営土地改良事業の認可

土地の公用廃止

昭和三十九年十月二十日付け鳥取県告示第五百九十二号中訂正

昭和三十九年十月三十日

昭和三十九年十月三十日

鳥取県告示六百号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したの

で、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十号）第十二条の規定により告示する。

告
示

鳥取県知事 石 破 二 朗

00776

3 昭和39年10月30日 金曜日 鳥取県公報 第3578号 (第3種郵便物可)

登録番号	肥料の名称	保証成分量	生産業者の住所及び氏名
鳥取県 第三四八号	大栄複合肥料 麦第一号	一五、六 一八、四 八三	前田 培一 廣田 きみ子 眞田 寛子 港 ハナ子 江原 勝 福本 文子
鳥取県 第三四九号	大栄複合肥料 麦第二号	一〇、八 一八、四 八三	廣水 菊水 廣楽苑 博労町一の五五 明治町三三 皆生一、八七一 紺屋町一三一 米子市明治町四八
		"	白扇
		"	皆生二、〇五〇 住所に同じ。

鳥取県告示第六百三号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第七条

の規定により次の肥料を登録したので、同法第十六条第

一項の規定に基づき、告示する。

昭和三十九年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示六百一号

生活保護法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)
号)第十五条の規定に基づき、指定医療機関から次のと
おり辞退の届出があつたので、同規則第十六条の規定に

より告示する。

00775

昭和三十九年10月30日 金曜日 鳥取県公報 第3578号 (第3種郵便物可)

指定年月日 名称 在地 診療科名 開設者名
昭和三十九年九月五日 野口内科医院 米子市角盤町四丁目五番地 内科 小兒科 野口哲夫小泉医院 鳥取市吉岡温泉町 内科、婦人科 病気のため 昭和三十九年六月十九日
松原医院 鳥取市吉方五三七 皮泌科、肛門科、内科 高年のため 昭和三十九年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称 所 在 地

診療科名

辞退理由 辞退年月日

小泉医院 鳥取市吉岡温泉町 内科、婦人科 病気のため 昭和三十九年六月十九日

松原医院 鳥取市吉方五三七 皮泌科、肛門科、内科 高年のため 昭和三十九年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)
第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯
提供業者の登録をしたので、同規則同条第三項の規定に
登録番号 登録年月日 氏名 名称又は屋号 住 所 病気のため 昭和三十九年十月三十日
米振第一七二号 昭三九、一〇、一 岩佐弔子郎 清風荘 米子市皆生一、八六〇 住所に同じ。 高年のため 昭和三十九年四月一日

より告示する。

昭和三十九年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 氏名 名称又は屋号 住 所 病気のため 昭和三十九年十月三十日
米振第一七二号 昭三九、一〇、一 岩佐弔子郎 清風荘 米子市皆生一、八六〇 住所に同じ。 高年のため 昭和三十九年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百四号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査、肝てつ駆除のための投薬、ニューカツスル病予防注射及びひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に對して、検査、注射及び投薬を受けることを命ずる。

昭和三十九年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、肝てつ症、ニューカツスル病及びひな白痢予防のため

- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- 結核病検査及びブルセラ病検査

牛。・搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育して

る牛。ただし、生後六月以内のもの、分離

前一月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬
牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後十日以内のものを除く。

ニューカツスル病予防注射及びひな白痢検査
種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、投薬及び注射の方法

結核病検査 ツベルクリン皮内反応
ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管

肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査
肝てつ駆除のための投薬 ピチオノール製剤投与
ひな白痢検査 ニューカツスル病 ニューカツスル予防液皮下注射

別表

実施期日	実施区域	実施場所
十一月四日	十一月六日	大山町 種原、中横原検診場
五日	七日	"
六日	九日	中山町 萩原、大都、二本松、林ヶ峯
七日	"	大和 "
九日	"	淀江町 陣構、楽仙、汐見、新渡道、柄原
十日	"	大山町 香取 "
十一日	十三日	名和町 上大山、下大山 "
六日	九日	日南町 高代、白谷 "
七日	十日	大田、中野 "
ひな白痢検査		
十一月五日		笠木、福万来
実施期日	実施区域	実施場所
"	"	新屋、多里
"	"	萩山、滑
"	"	萩原、新山、多里
"	"	大管、戸波、大原
"	"	下阿毘縁、上阿毘縁
"	"	日南町
"	"	十一月七日
"	"	十日
"	"	十一日
"	"	十二日
"	"	十三日
"	"	十四日
"	"	十五日
"	"	十六日
"	"	十七日
"	"	十八日
"	"	十九日
"	"	二十日
"	"	二十一日
"	"	二十二日
"	"	二十三日
"	"	二十四日
"	"	二十五日
"	"	二十六日
"	"	二十七日
"	"	二十八日
"	"	二十九日
"	"	三十日
"	"	三十一日
"	"	三十二日
"	"	三十三日
"	"	三十四日
"	"	三十五日
"	"	三十六日
"	"	三十七日
"	"	三十八日
"	"	三十九日
"	"	四十日
"	"	四十一日
"	"	四十二日
"	"	四十三日
"	"	四十四日
"	"	四十五日
"	"	四十六日
"	"	四十七日
"	"	四十八日
"	"	四十九日
"	"	五十日
"	"	五十一日
"	"	五十二日
"	"	五十三日
"	"	五十四日
"	"	五十五日
"	"	五十六日
"	"	五十七日
"	"	五十八日
"	"	五十九日
"	"	六十日
"	"	六十一日
"	"	六十二日
"	"	六十三日
"	"	六十四日
"	"	六十五日
"	"	六十六日
"	"	六十七日
"	"	六十八日
"	"	六十九日
"	"	七十日
"	"	七十一日
"	"	七十二日
"	"	七十三日
"	"	七十四日
"	"	七十五日
"	"	七十六日
"	"	七十七日
"	"	七十八日
"	"	七十九日
"	"	八十日
"	"	八十一日
"	"	八十二日
"	"	八十三日
"	"	八十四日
"	"	八十五日
"	"	八十六日
"	"	八十七日
"	"	八十八日
"	"	八十九日
"	"	九十日
"	"	九十一日
"	"	九十二日
"	"	九十三日
"	"	九十四日
"	"	九十五日
"	"	九十六日
"	"	九十七日
"	"	九十八日
"	"	九十九日
"	"	一百日
"	"	一百零一日
"	"	一百零二日
"	"	一百零三日
"	"	一百零四日
"	"	一百零五日
"	"	一百零六日
"	"	一百零七日
"	"	一百零八日
"	"	一百零九日
"	"	一百一〇日
"	"	一百一一〇日
"	"	一百一二〇日
"	"	一百一三〇日
"	"	一百一四〇日
"	"	一百一五〇日
"	"	一百一六〇日
"	"	一百一七〇日
"	"	一百一八〇日
"	"	一百一九〇日
"	"	一百二〇〇日
"	"	一百二一〇日
"	"	一百二二〇日
"	"	一百二三〇日
"	"	一百二四〇日
"	"	一百二五〇日
"	"	一百二六〇日
"	"	一百二七〇日
"	"	一百二八〇日
"	"	一百二九〇日
"	"	一百三〇〇日
"	"	一百三一〇日
"	"	一百三二〇日
"	"	一百三三〇日
"	"	一百三四〇日
"	"	一百三五〇日
"	"	一百三六〇日
"	"	一百三七〇日
"	"	一百三八〇日
"	"	一百三九〇日
"	"	一百四〇〇日
"	"	一百四一〇日
"	"	一百四二〇日
"	"	一百四三〇日
"	"	一百四四〇日
"	"	一百四五〇日
"	"	一百四六〇日
"	"	一百四七〇日
"	"	一百四八〇日
"	"	一百四九〇日
"	"	一百五〇〇日
"	"	一百五一〇日
"	"	一百五二〇日
"	"	一百五三〇日
"	"	一百五四〇日
"	"	一百五五〇日
"	"	一百五六〇日
"	"	一百五七〇日
"	"	一百五八〇日
"	"	一百五九〇日
"	"	一百六〇〇日
"	"	一百六一〇日
"	"	一百六二〇日
"	"	一百六三〇日
"	"	一百六四〇日
"	"	一百六五〇日
"	"	一百六六〇日
"	"	一百六七〇日
"	"	一百六八〇日
"	"	一百六九〇日
"	"	一百七〇〇日
"	"	一百七一〇日
"	"	一百七二〇日
"	"	一百七三〇日
"	"	一百七四〇日
"	"	一百七五〇日
"	"	一百七六〇日
"	"	一百七七〇日
"	"	一百七八〇日
"	"	一百七九〇日
"	"	一百八〇〇日
"	"	一百八一〇日
"	"	一百八二〇日
"	"	一百八三〇日
"	"	一百八四〇日
"	"	一百八五〇日
"	"	一百八六〇日
"	"	一百八七〇日
"	"	一百八八〇日
"	"	一百八九〇日
"	"	一百九〇〇日
"	"	一百九一〇日
"	"	一百九二〇日
"	"	一百九三〇日
"	"	一百九四〇日
"	"	一百九五〇日
"	"	一百九六〇日
"	"	一百九七〇日
"	"	一百九八〇日
"	"	一百九九〇日
"	"	二〇〇〇〇日

00778
(認可 第3種郵便物)

00780

(第3種郵便物)

昭和三十九年10月30日 金曜日 鳥取県公報 第3578号

ニユーカツスル病予防注射	実施区域	実施場所	実施期日
"	"	"	十一月十日
"	"	"	十一月十一日
"	"	"	十一月十三日
"	"	"	十一月十六日
"	"	"	十一月十八日
"	"	"	十一月二十日
"	"	"	十一月二十四日
"	"	"	十一月二十六日
"	"	"	十一月二十八日
"	"	"	十一月三十日
"	"	"	十二月二日
"	"	"	四日
"	"	"	七日
"	"	"	九日
"	"	"	十三日

鳥取県告示第六百五号

八頭郡郡家町から申請のあつた町営土地改良（下峰寺農道橋改良）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和三十九年十月三十日認可したので、同法第九十六条の二第五項の規定により告示する。

昭和三十九年十月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百六号

氣高郡青谷町大字青谷五四番地大寺孝臣ほか九人の者から申請のあつた数人が共同して行なおうとする土地

00779

(第3種郵便物)

昭和三十九年10月30日 金曜日 鳥取県公報 第3578号

二十四日	"	"	小瀬、懸塚
二十五日	"	"	神戸、中野、高代
二十六日	"	"	白谷、井原、大坂
二十七日	"	"	土坂、豊栄、大田、中野
二十八日	"	"	大原、東の原、元庄屋
二十九日	"	"	下花口、上花口、山根
三十日	"	"	実施区域 実施場所 診場
十一月九日	江府町	西成、吉原、袋原、大方検	江府町
十一月十日	"	江尾、佐川、柿原、久連	溝口町
十一月十一日	日野町	小林、本郷、加勢地、添原	福岡、上代
十一月十二日	日野町	板井原、金持、高尾、倉谷	栗尾、小原、杉谷、貝田
十一月十三日	舟場、三谷、貝原、根雨	"	"
十一月十四日	溝口町	宮原、谷川、白水、根雨原	間地、二部、三部
十一月十五日	"	"	江府町 溝口、長山、上野、大平原
十一月十六日	"	"	下蚊屋、助沢
十一月十七日	"	"	池ノ内、尾ノ上原、日ノ詰、深山口
十一月十八日	"	"	武庫、半ノ上、荒田、下安
十一月十九日	"	"	溝口町 井
十一月二十日	"	"	大内、岩立、金屋谷、添谷
十一月二十一日	"	"	"

二十六日	"	"	溝口町 福岡、上代
二十七日	"	"	上ノ名、福居
二十八日	"	"	江府町 池ノ内、尾ノ上原、日ノ詰、深山口
二十九日	"	"	溝口町 井
三十日	"	"	武庫、半ノ上、荒田、下安
三十一日	"	"	溝口町 大坂、柄原、竈原、大滝
三十二日	"	"	大内、岩立、金屋谷、添谷
三十三日	"	"	"

十三日

十四日

井原、印賀原、荒神原

近江、中賀、下賀、黒坂

溝口、長山、上野、大平原

溝口町

間地、二部、三部

江府町

宮市、宮市原、御机、美用

栗尾、小原、杉谷、貝田

栗尾、下蚊屋、助沢

溝口町

福岡、上代

上ノ名、福居

栗尾、小原、杉谷、貝田

間地、二部

江府町 溝口、長山、上野、大平原

改良（開畠及び農道）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和三十九年十月三十日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和三十九年十月三十日

鳥取県知事 石破二朗

昭和三十九年十月三十日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第六百八号
次の土地は、昭和三十九年十月二十三日から公用を廃止した。

場所	地目	面積
八頭郡河原町大字渡一本 字沢通り二七二ノ一地先	水路敷 二七〇ノ二	二五坪四合

鳥取県告示第六百七号

氣高郡青谷町大字長和瀬六六五の二番地中浜俊幸ほか二十二人の者から申請のあつた数人が共同して行なうとする土地改良（農道）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和三十九年十月三十日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和三十九年十月三十日

鳥取県知事 石破二朗

昭和三十九年十月三十日

鳥取県知事 石破二朗

正誤

昭和三十九年十月二十日付け鳥取県告示第五百九十二号中次の箇所に誤りがあつたので訂正する。

正	誤
二上十	二段行
新開	誤
新開ノ三	正

発行日 火、金
発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印 刷 所 鳥取県鳥取市栗谷町
(定価 一部月額 二五〇円 (送配料共)) 所